

(仮称)文京区景観計画における境界の考え方について

(仮称)文京区景観計画においては、段階的な基準を定め、区の魅力を生かした景観形成を行っていきます。

具体的には、文京区内全域に共通する景観形成の配慮事項をまとめた「一般基準」を定め、区内のどの場所においても、良好な景観形成を図ります。

また、「一般基準」に加えて、起伏のある地形を象徴する「坂道」、地域の歴史を物語る「歴史的資産」、景観の軸をつくる「幹線道路」、緑の核となる「公園」のような、「文京区らしさ」を構成する要素や場所を「景観特性」して抽出し、それらを守り生かすために必要な「景観特性基準」を設定し、建築物等の行為の制限を行うことで、それぞれが持つ魅力を際立たせた景観形成を図ります。

さらに、「一般基準」と「景観特性基準」を組み合わせ、計画地及び計画地周辺の景観特性に配慮したきめ細かい景観誘導を積み重ねることによって、地域の個性がより際立つ景観形成を実現していく考えです。

現行の景観基本計画においては、「歴史の変遷を積み重ねながら、地形に縁取られる特徴的な風景を有するまとまり」を基本に19の境界を設定し、境界ごとに歴史的資産や坂道、豊かな緑といった特性を継承する境界別の景観形成の方針を示しています。

そのため、これまでは境界別の景観形成を行ってきましたが、寺社が集積する「寺町」、路地や木造住宅が多く見られる「下町」、計画的に開発された住宅地が当時のまちの構成のまま継承されている小日向や西片などの「低層住宅地」のように、境界としての景観特性が明らかなものもあれば、坂や史跡などはあるものの、必ずしも境界としての景観特性が明らかでないものも含まれていました。

そこで、新たに策定する(仮称)文京区景観計画では、「坂道」「歴史的資産」「緑のまとまり」などの区の景観特性をより際立たせ、魅力を高める景観形成を推進していくため、現行の景観基本計画で設定されている「境界別景観形成」の考え方を改め、「景観特性」による景観形成の考え方に移行することとします。